第五章　特定信用事業代理業

第七十三条の十三を第七十四条とする。

第百五条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第百六条とする。

第百四条中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同条を第百五条とする。

第百三条第一項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に、「第百五条」を「第百六条」に改め、同条第二項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条の六の二第二項」を「第九十九条の十第二項」に改め、同条を第百四条とする。

第七章を第十章とする。

第九十九条の二第一号中「第十一条の二の二」を「第十一条の三」に改め、同条第二号中「第十一条の二の四、第十一条の十の三」を「第十一条の五、第十一条の二十七」に改める。

第九十九条の七中「第十一条の四十第一項」を「第十一条の五十九第一項」に改め、同条を第九十九条の十一とする。

第九十九条の六の二第二項中「第九十九条の六の二第一項」を「第九十九条の十第一項」に改め、同条を第九十九条の十とする。

第九十九条の六第二号中「第十一条の十」を「第十一条の二十四」に改め、同条第三号中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改め、同条を第九十九条の九とする。

第九十九条の五第一号中「第十一条の二の三」を「第十一条の四」に改め、同条を第九十九条の八とする。

第九十九条の四中「第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十一条の十三第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第九十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四を第九十九条の七とし、第九十九条の三を第九十九条の六とし、第九十九条の二を第九十九条の五とし、第九十九条の二の三を第九十九条の四とし、第九十九条の二の二を第九十九条の三とする。

第百条中「第十一条の四十二」を「第十一条の六十」に改める。

第百条の二第三号中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改める。

第百条の六第三号を削り、同条第二号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第九十二条の八第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定又は第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十六の規定に違反して、これらの規定に規定する名簿を公衆の縦覧に供しなかつた者

第百条の六を第百条の八とする。

第百条の五中「出資農事組合法人」を「組合若しくは農事組合法人」に、「株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、「の取締役若しくは執行役」の下に「若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事」を、「選任された取締役若しくは執行役」の下に「若しくは理事」を、「第四百一条第三項の規定」の下に「、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の二第二項の規定若しくは医療法第四十六条の四第五項の規定」を、「一時取締役若しくは執行役」の下に「若しくは理事」を、「行うべき者」の下に「若しくは仮理事」を加え、同条第一号中「第七十三条の三」を「第七十三条の三第一項、同条第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十条及び第八十六条において準用する場合を含む。）、第七十三条の三第四項若しくは第五項、第七十八条、第八十二条又は第八十八条」に改め、「違反して」の下に「第七十三条の三第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第七十三条の三第六項」の下に「、第八十条、第八十六条若しくは第九十二条」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第七十三条の九第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第百条の五第四号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（第八十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六号を削り、同条第五号中「第七十三条の十三第二項」を「第七十四条第二項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）」に改め、「農林水産省令」の下に「若しくは主務省令」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第七十四条第一項（第八十条、第八十六条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第百条の五を第百条の七とする。

第百条の四第一項第一号中「第九十九条の二の二」を「第九十九条の三」に改め、同項第二号中「第九十九条の二の三」を「第九十九条の四」に、「第九十九条の三」を「第九十九条の六」に、「第九十九条の五第一号」を「第九十九条の八第一号」に改め、同項第三号中「第九十九条の二の四」を「第九十九条の五」に改め、同項第四号中「第九十九条の四」を「第九十九条の七」に改め、同項第五号中「第九十九条の六第一号」を「第九十九条の九第一号」に改め、同項第六号中「第九十九条の二の三第二号、第九十九条の三第三号、第九十九条の六第三号、第九十九条の八第二号、第九十九条の九」を「第九十九条の四第二号、第九十九条の六第三号、第九十九条の八第二号、第九十九条の九」に改め、同条を第百条の六とする。

第百条の三第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同条を第百条の五とし、第百条の二の三を第百条の四とし、第百条の二の二を第百条の三とする。

第百一条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、「若しくは中央会」を削り、「若しくは清算人」を「、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員」に改め、同項第一号中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同項第二十号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改め、同号を同項第五十五号とし、同項第十九号を削り、同項第十八号中「第九十七条の四第一項」を「第九十七条の三第一項」に、「第十一条の六の二、第十一条の四十七第四項」を「第十一条の十二、第十一条の六十六第四項」に、「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に、「第十七第六項」を「第十一条の六十六第六項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第十七号の四を第五十三号とし、第十七号の三を第五十二号とし、第十七号の二を第五十一号とし、第十七号を削り、同項第十六号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十第一項」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第十五号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の六第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十第一項」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第十四号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、「若しくは第七十三条の四十八第三項」を削り、「若しくは